不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>許可の取消し、措置命令等（監督処分）</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部みどりと公園課公園係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市都市公園条例第２１条
　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。
⑴　この条例又は条例の規定に基づく処分に違反している者
⑵　この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
⑶　偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
２　市長は、次の各号に一に該当する場合には、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
⑴　都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
⑵　都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
⑶　都市公園の管理上又はその他の理由によりやむを得ない必要が生じた場合</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>　第１項第３号の「その他不正な手段」とは、脅迫による申請などを指す。
　第２項第１号の「工事のためやむを得ない必要」とは、工事に必要な保安区域の設定などをいう。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>